

### 第 3 期知的財産戦略の基本方針の在り方について

(討議用資料)

平成 21 年 1 月 14 日

#### 1. 知的財産戦略を取り巻く状況

- 未曾有の世界的な金融危機に端を発した経済の減速が進行。資源が乏しく、少子高齢化の進展する我が国においては、当面の経済危機に対応するとともに、中長期的視点から経済成長を図ることが必要。
- ヒト、モノ、カネ、情報が国境を越えて移動する経済のグローバル化が進展。コスト競争力のある新興国の追い上げ等により国際競争が激化する中、技術、コンテンツ、ブランド等の革新的な知的財産を生み出し、それを高付加価値な製品・サービスの提供を通じ確実に経済的価値の創出に結びつけていくこと、すなわち、イノベーションの創出が重要。
- 技術の高度化・複雑化が進展し、市場の変化が速まる中、事業化スピードの加速や投入コストの最小化を図るため、内部のリソースのみならず、外部のリソースを事業活動において積極的に活用しようとするオープン・イノベーションに向けた取組が進展。
- 世界的な経済減速に伴い海外市場が急速に縮小する中、国民の文化的生活の質の向上等にも資する内需拡大の重要性の高まり。
- 情報のデジタル化・ネットワーク化の進展は、イノベーションの構造変化や著作権法を始めとする知財制度の在り方にも大きな影響。
- 特許等の知財制度の利用に関連する高コスト構造に関する問題点が指摘されている一方、フリーソフトウェアやパテント・コモنز（一定のコミュニティにおける知的財産権の自由利用を認める仕組み）の活用の広がり。

## 2. 我が国の現状と課題

### (1) イノベーションの促進

- 近年、我が国の自国特許登録件数は第1位を維持し続けているが、国民一人当たりGDPは米国の約3/4。経済成長率へのMFP（全要素生産性）の寄与度は米国、英国、仏国等に劣後。コンテンツ産業の伸び率も低迷。一部競争力を有する製品を生み出しているものの、総じて、我が国は知的財産を経済的価値の創出に効果的に結び付けられていないおそれ。
- アジア・新興国の台頭やモジュール化の進展により、厳しい価格競争に晒され収益性が低下する事例が見られるなど、グローバル競争に勝ち抜くためのビジネスモデルに係る高度な知財戦略の実践に遅れ。
- 国際的に整合性のとれていない知財制度がグローバル市場における新たなビジネスモデル構築の阻害要因となるおそれ。
- 現下の厳しい経済情勢の下、地域の中堅・中小企業における知的財産戦略の強化が必要。
- 大学の特許出願件数、特許実施件数とも着実に増加しているものの、大学のライセンス収入が米国の約1/50にとどまるなど、大学の知的財産を産業界へ効果的に移転させる産学の機能が脆弱。
- オープン・イノベーションの進展に伴い知的財産権の流動性が高まっている中、米国を中心に知的財産権の濫用的な権利行使の問題（いわゆる「パテント・トロール問題」）が顕在化したり、国際標準化に際して不当な権利行使が行われたりしている。産業の健全な発展を図る観点から、適切な権利行使の在り方について検討の必要性が指摘。
- また、我が国の制度では、諸外国に比して営業秘密侵害に対する抑止力が弱いと見られているため、海外企業との共同研究等の実施に支障を及ぼしているとの指摘。
- 業種、企業ごとに差はあるものの共通基盤技術については国際標準化によりコスト削減や市場拡大を図り、個別技術については差別化し囲い込む

という戦略の浸透が不十分。国際標準化の活動自体は活発化してきているが、欧米には未だ及ばない状況。

- 大学発ベンチャーを始め知的財産を活用したベンチャー企業は多数創出されたものの、多くは経営が低迷。1930年代の大不況時代にも、我が国では多数のベンチャー企業が創出しており、現行の経済減速期においてもベンチャー企業の活躍に期待。

## (2) 経済のグローバル化への対応

- オープン・イノベーションは国や組織の枠を超えて内外の知的財産の有効活用を図るものであり、グローバル化は不可避。また、我が国の経済成長を図るためにはアジア等の活力を取り込むことが必要。
- 経済のグローバル化が進展するも、我が国の海外出願比率は欧米の1/2以下。近年、我が国の地名や普通名称等が外国において商標登録される事象も顕在化。
- 世界各国において知的財産を低コストでかつ迅速に保護・活用できるようにするための世界知財システムの構築に向け、第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査を受けることができる特許審査ハイウェイが本格化しつつあるが、対象国の更なる拡大等が必要。  
また、日米欧三極特許庁間での出願様式が統一されたものの、審査基準や審査判断の調和についてはまだ議論が開始された段階。PCT条約に基づく国際出願に係る電子出願処理システムも十分に整備されていない。さらに、実体特許法条約に関しては、グレースピリオドの取扱い等をめぐり米欧間の交渉が難航しているが、先願主義への移行を含む米国特許法改正案への対応について米国新政権下での動きにも注視が必要。
- アジア地域における知財制度の導入・普及については、人材育成や出願処理システム構築に係る支援を行っているが、かかる地域における制度・運用の整備は不十分。その他の経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）への出願数は米国よりも少なく、国際的な知財取得戦略に遅れ。

- 模倣被害率が高止まっているなどアジア諸国を始め海外における模倣品・海賊版の流通は跡を絶たず、また、瞬時に国境をまたいで情報が流通するインターネットにおいても海賊版が氾濫。

### (3) 知的財産権の安定性・予見性の確保

- 侵害訴訟において特許が無効と判断される事件の割合が増加傾向。これによるビジネスリスクの増大が指摘。
- 無効と判断される原因については、分析が必要であるが、審査段階で見できなかった先行技術の事後的な提出、裁判所と特許庁との特許性に関する判断の齟齬の可能性が指摘。

### (4) 利用者ニーズへの対応

- これまでも利用者ニーズに応じて特許電子図書館（IPDL）の機能向上や特許審査の改善（早期審査の要件緩和、スーパー早期審査の試行）等の行政サービスの質の向上が図られてきたが、昨今、国内外における権利取得段階から紛争・訴訟段階に至るまでの知財制度の利用に関連する高コスト構造が問題視。
- 知財制度の国際調和、諸外国における知財制度の整備、審査の迅速化・権利の安定性の確保、特許電子図書館の機能強化等知財システム全体に関して利用者ニーズを満たすものとなるよう不断の見直しが必要。

### 3. 第3期（平成21年度～25年度）知財戦略の基本方針

#### （1）イノベーション促進のための知財戦略の強化

- 重要な知的財産を多数獲得し、これを効果的に経済的価値の創出に結びつけるため、イノベーション促進のための知財戦略を強化する。
- 事業者における研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を促進するとともに、技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度を構築する。また、大学や中堅・中小企業の生み出す知的財産を事業化につなげる総合プロデュース機能や知的財産を活用したベンチャー創出への支援を強化する。
- 特に内外の知的財産の積極活用を図るオープン・イノベーションの進展に対応するため、知的財産の公正な活用や技術情報の適切な保護を図るための環境整備を行う。

#### 【論点】

##### 〈技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度の構築〉

###### ○先端医療分野における特許保護の在り方の見直し

- ※ 先端医療特許検討委員会における検討結果を踏まえ、先端医療分野における特許保護について適切な措置を講ずべきではないか。

##### 〈総合プロデュース機能の強化〉

###### ○イノベーション創造機構（仮称）の体制整備

- ※ 企業や大学等に分散する技術・人材等を柔軟に組み合わせ総合プロデュースする事業に対して一定規模以上の長期リスクマネーを供給する「イノベーション創造機構（仮称）」の体制を整備すべきではないか。

##### 〈大学等の知的財産を活用した事業化を総合プロデュースする機能の強化〉

###### ○大学知的財産本部やTLOの統廃合・専門化

- ※ 大学の研究成果を事業化までつなげていけるような人材は極めて少ないこと等にかんがみ、現行の支援事業の実効性を評価し、大学知的財産本部やTLOの実情に合わせた連携・集約や特定の技術分野・機能への専門化を促進すべく支援を行うべきではないか。

### ○産学連携における外部機能の積極的活用の促進

- ※ JSTやNEDOの産学連携支援機能の強化や大学知的財産本部やTLOにおける外部リソースの活用が必要ではないか。

### ○大学や公的研究機関における特許の群管理の導入促進

- ※ 一つの特許で製品になる技術分野は少ないこと等にかんがみ、大学等の研究成果を円滑に移転させるためには、大学や公的研究機関における特許の群管理の仕組みの構築を促進すべきではないか。
- ※ 大学や公的研究機関の個別特許を組織を超えて群管理するため、外部リソースの活用を促進すべきではないか。

### ○共同研究開発プロジェクトにおける知財管理契約の円滑化

- ※ 複数の大学や企業が参加する共同研究開発プロジェクトにおいては知的財産の管理が複雑になっているため、例えば、日本版バイ・ドール条項適用の特許権等に関する知的財産管理契約に係る手引きの作成が必要ではないか。

## 〈地域の中堅・中小企業に対する総合プロデュース機能の強化〉

### ○地域の中堅・中小企業における知財戦略の強化

- ※ 知的財産施策と中小企業施策、農林水産施策、科学技術施策等との連携を通じ、地域の中堅・中小企業の生み出した知的財産を他の経営資源と有効に結びつけて事業化まで支援する総合プロデュース機能を強化すべきではないか。

## 〈中小企業の資金調達の円滑化〉

### ○地域密着型金融における知的財産の活用

- ※ 中小・地域金融機関がそれぞれの金融機関の特性及び自主性に応じた地域密着型金融の取組の一つとして、知財を活用した融資が促進されるよう、各金融機関の融資担当者に対して知財に関する研修等を実施すべきではないか。

## 〈知的財産を活用したベンチャー創出への支援の強化〉

### ○ベンチャー創出支援施策の強化

- ※ 知的財産を活用したベンチャー創出を支援するため、例えば以下のような取組について検討すべきではないか。

- ①国の研究開発成果の活用を積極的にベンチャーに委ねる方策
- ②研究開発組合をベンチャーに転換する仕組み  
(研究開発組合における研究成果の円滑な事業化のため、鉱工業技術研究組合法の改正により、研究開発組合の株式会社などへの転換を可能とする。)

### 〈オープン・イノベーションの進展に対応した環境整備〉

#### ○適切な権利行使の在り方の検討

- ※ オープン・イノベーションが進展する中で懸念される知的財産権の濫用的な権利行使の問題については、産業の健全な発展を図る観点から、民法上の権利濫用の法理や米国最高裁判所（eBay 判決）等を考慮しつつ差止請求の要件や損害賠償請求等の適切な権利行使の在り方について検討を行うとともに、権利行使に係る独占禁止法の適用範囲や解釈について検討すべきではないか。

#### ○営業秘密侵害の抑止力を高めるための法制度の整備

- ※ 秘密管理された技術情報等を保護するための実効的な営業秘密侵害罪に係る法的措置及びその刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的措置を早急に整備すべきではないか。

### 〈知財教育の充実〉

#### ○知財教育の充実

- ※ 独創性や他人の知的財産を尊重する意識を子供の頃から醸成するための知財教育を充実すべきではないか。

## (2) グローバルな知財戦略の強化

- 世界規模でのオープン・イノベーションや事業展開を促進するため、グローバルな知財戦略を強化する。
- 世界各国での低コストでかつ迅速に質の高い特許取得を可能とする世界特許システムの構築に向け、可能な限り早期に実質的な相互承認の実現を図るため、国際的な審査業務のワークシェアリング、制度調和、情報処理システムの整備、人材育成への支援等を我が国がリーダーシップを発揮して推進する。
- 海外における模倣品・海賊版による被害を低減させるため、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期妥結・妥結後の参加国の拡大を我が国が主導するとともに、外国政府に対する体制整備や執行強化等に関する働き掛けを強化する。
- 我が国企業や大学の海外展開を促進する。

### 【論点】

#### ○世界特許システムの構築に向けた取組の強化

- ※ 世界特許システムを構築に向け、我が国がリーダーシップを発揮して、以下のような取組を強化すべきではないか。
  - ・ 特許審査ハイウェイの対象国拡大と運用改善
  - ・ 日米欧三極特許庁を中心とした審査基準、審査判断の調和
  - ・ 審査業務のワークシェアリングのための海外先行技術文献の検索環境の整備
  - ・ 実体特許法条約の実現に向けた交渉の加速
  - ・ W I P Oにおける国際出願に係る事務処理システムの改善

#### ○ハイレベルな知的財産外交の強化

- ※ 国際的な制度調和や審査業務のワークシェアリングの拡大、模倣品・海賊版の拡散防止に向け、ハイレベルな知的財産外交をより積極的に展開すべきではないか。

#### ○海外の知財関連情報の提供強化

※ 我が国企業等の外国での特許出願等を促進するため、我が国企業のニーズを踏まえ、アジア諸国やインド、ブラジル、ロシア等に関する知的財産関連情報をより積極的に提供すべきではないか。

**○中小企業の海外への事業展開に対する支援策の拡充**

※ 中小企業の外国出願、外国での侵害調査に関する現行の支援制度の普及を図るとともにその拡充を検討すべきではないか。また、中小企業の海外事業展開に際して、諸外国の法制度やその運用等の情報提供から、権利の取得、販路開拓、権利行使、模倣品対策までの一貫した支援の在り方を検討すべきではないか。

### (3) 知的財産権の安定性・予見性の確保

- ビジネスリスクの低減を図るため、知的財産権の安定性・予見性を確保する。
- 侵害訴訟で特許が無効と判断された原因について分析を行うとともに、特許庁における審査の質を一層向上させるための取組を強化する。

#### **【論点】**

##### **○出願公開前に権利付与される特許権の安定性確保に向けた検討**

- ※ 出願公開前に審査が行われ、第三者による情報提供の機会のないまま特許権が付与される案件が増加している現状を踏まえ、出願公開前に権利付与される特許権の安定性を確保するための方策について、異議申立制度等による外部知見の活用も含め検討を行うべきではないか。

##### **○国内外の特許文献と非特許文献のシームレスな検索環境の整備**

- ※ 先行技術の一層容易な発見に資するため、国内外の特許文献と非特許文献（論文等）をシームレスに検索できる環境を整備すべきではないか。

#### (4) 利用者ニーズに対応した知財システムの構築

- 知財制度の利用に関連するコスト低減やサービスの質の向上を図るため、制度利用者のニーズを的確に反映して進化し続ける利用者本位かつ持続可能な知財システムを構築する。

#### 【論点】

##### ○行政サービスの質の向上に向けた取組の強化

- ※ 知財システム全体に関する利用者ニーズを的確に把握した上で特許庁等における行政サービスの質の向上、業務改善等を更に進めるべきではないか。

##### ○審査基準の明確化・透明化

- ※ 保護対象や判断基準が内外の利用者にとって分かりやすく、かつ、予見可能なものとなるよう特許庁の審査基準を明確化すべきではないか。また、利用者、司法関係者、審査官等との適切な意思疎通が図られるよう審査基準の策定過程を透明化すべきではないか。

##### ○実施許諾の意思の登録制度の導入の検討

- ※ 特許権者が発明について第三者への実施許諾の意思がある旨を特許原簿等に登録した場合に特許料を減免するライセンス・オブ・ライト (License of Right) 制度の導入について検討すべきではないか。

##### ○特許審査ハイウェイのネットワーク拡大と運用改善

- ※ 特許審査ハイウェイの対象に欧州特許庁等の他の国・地域を加えるとともに、出願人のニーズに基づく運用改善を行うべきではないか。

##### ○出願人のニーズに応じた審査処理スキームの構築

- ※ 施行されたスーパー早期審査制度の本格導入を含め、出願人のニーズに即した審査処理スキームを構築すべきではないか。

(以上)